

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月25日（平成30年（行個）諮問第132号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行個）答申第205号）

事件名：本人に対する休業補償給付の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が特定疾患を発症した件に関し、平成29年特定月日に支給決定を受けた休業補償給付を行う際に特定労働基準監督署が調査した復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年2月15日付け東労発総個開第29-934号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人以外の特定個人（第三者）からの聴取・確認した内容が不開示となったが、審査請求人に対しての聴取であるから審査請求人の情報として開示を求める。

特定個人から情報開示承諾の旨を得ており、その同意書の写しを提出し開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年12月27日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が特定疾患を発症した件に関し、平成29年特定月日に支給決定を受けた休業補償給付を行う際に特定労働基準監督署が調査した復命書及び添付書類一式」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその一

部取消しを求めて、平成30年4月24日付け（同月26日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

なお、本件審査請求人が開示を求める部分及び当該部分に関連する文書1から文書12までの文書についてのみ判断する。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が特定疾患を発症した件に関し、平成29年特定月日に支給決定を受けた休業補償給付を行う際に特定労働基準監督署が調査した復命書及び添付書類一式」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2の①, 3の①, 4の①, 5の①, 6の①, 7の①, 8の①, 9の①, 10の①, 11及び12の①の不開示部分は、審査請求人以外の住所、氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2の②, 3の②, 4の②, 5の②, 6の②, 7の②, 8の②, 9の②, 10の②及び12の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2の②, 3の②, 4の②, 5の②, 6の②, 7の②, 8の②, 9の②, 10の②及び12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査

官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 平成31年2月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が特定疾患を発症した件に関し、平成29年特定月日に支給決定を受けた休業補償給付を行う際に特定労働基準監督署が調査した復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条1号、2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、審査請求人以外の特定個人（第三者）からの聴取・確認した内容の不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示すべきとす

る不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

通番1は、審査請求人との関係が記載されている情報であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2、通番4、通番6、通番8、通番10、通番12、通番14、通番16、通番18及び通番21は、特定労働基準監督署の担当官から聴取を受けた審査請求人以外の第三者の氏名、職業、住所、電話番号、生年月日、署名、印影及び聴取場所であり、それぞれ氏名と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、氏名、職業、住所、電話番号、生年月日、署名及び印影は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である聴取場所は、当該部分を開示すると、当該被聴取者を推認し得る可能性があることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番20は、住所及び生年月日であり、諮問庁が諮問に当たり開示するとしている氏名と併せ、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハの

いずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項の部分開示の可否について検討すると、諮問庁が氏名を開示するとしていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した被聴取者の職名及び氏名部分については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1（上記（ア）の部分を除く。）、通番3、通番5、通番7、通番9、通番11、通番13、通番15、通番17、通番19及び通番22は、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号、2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文 書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を 維持する部分」として いる部分	5 不開 示情報 (法 1 4 条該 当号)		6 開示すべき部分
				2 号	7 号 柱 書 き	
1	精神障害 の業務起 因性判断 のための 調査復命 書	1	1 頁ないし 3 頁不開示 部分, 5 頁不開示部 分, 7 頁ないし 10 頁 不開示部分, 11 頁左 から 4 つ目欄 1 行目な いし 14 行目, 12 頁 左から 4 つ目欄 9 行目 ないし 13 頁左から 4 つ目欄 38 行目, 14 頁左から 4 つ目欄 39 行目ないし 63 行目, 15 頁ないし 18 頁不 開示部分	○	○	1 頁「事案の概要」欄 9 行目右から 18 文字 目及び 17 文字目, 1 0 行目右から 18 文字 目及び 17 文字目, 2 頁左から 2 つ目欄の下 段項番 (2) 2 行目 1 6 文字目及び 17 文字 目, 同段項番 (3) 6 行目 19 文字目及び 2 0 文字目, 3 頁「発病 前 6 か月間に起きた精 神障害の発病に関与し たと考えられる業務に よる出来事及び出来事 後の評価」の「具体的 出来事」欄下段項番 (2) 3 行目右から 1 1 文字目及び 10 文字 目, 同段 (3) 7 行目 右から 17 文字目及び 16 文字目, 8 行目 1 0 文字目及び 11 文字 目, 17 頁「認定事 実」欄項番 (3) 3 行 目右から 18 文字目及

						び17文字目, 項番(4)最終行右から10文字目及び11文字目, 18頁「認定事実」欄項番(5)2行目右から4文字目及び3文字目, 4行目1文字目及び2文字目
2	面談記録書①	2	①1頁2行目ないし4行目不開示部分	○		
		3	②1頁8行目ないし10頁9行目(ただし項番を除く。)	○	○	
3	面談記録書②	4	①1頁2行目ないし4行目不開示部分	○		
		5	②1頁8行目ないし5頁14行目(ただし項番を除く。)	○	○	
4	面談記録書③	6	①1頁2行目ないし4行目不開示部分	○		
		7	②1頁8行目ないし8頁12行目(ただし項番を除く。)	○	○	
5	面談記録書④	8	①1頁2行目ないし4行目不開示部分	○		
		9	②1頁8行目ないし3頁20行目(ただし項番を除く。)	○	○	
6	面談記録書⑤	10	①1頁2行目ないし4行目不開示部分	○		
		11	②1頁8行目ないし2頁10行目(ただし項番を除く。)	○	○	
7	電話聴取書①	12	①1頁2行目及び3行目不開示部分	○		
		13	②1頁7行目ないし2頁2行目(ただし1頁	○	○	

			7行目1文字目ないし3文字目, 17行目1文字目ないし3文字目を除く。)			
8	面談記録書⑥	1 4	①1頁2行目ないし5行目不開示部分	○		
		1 5	②1頁9行目ないし6頁15行目(ただし項番を除く。)	○	○	
9	電話聴取書②	1 6	①1頁2行目及び3行目不開示部分	○		
		1 7	②1頁7行目ないし18行目(ただし16行目1文字目ないし4文字目, 18行目1文字目ないし4文字目を除く。)	○	○	
1 0	電話聴取書③	1 8	①1頁2行目及び3行目不開示部分	○		
		1 9	②1頁7行目ないし13行目(ただし項番を除く。)	○	○	
1 1	聴取書①	2 0	1頁住所, 職業, 生年月日の数字部分	○		
1 2	聴取書②	2 1	①1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 8頁11行目署名及び印影	○		
		2 2	②1頁9行目ないし8頁10行目(ただし項番を除く。)	○	○	